# 東近江市市民協働推進委員会の概要

### 【趣旨】

少子高齢化・財政悪化など社会経済情勢の大きな変化や市民ニーズが多様化・複雑化する中、公共的な課題を解決するにはこれまでのような行政サービスだけでは対応が困難です。公共分野に市民が積極的に参加すると共に、市民と行政がそれぞれの特性を活かして相互の理解と信頼の下に、連携・協力して地域課題の解決に取り組む「市民と行政の協働によるまちづくり」が求められています。

東近江市では、これまでの協働の取組を更に強化し、市民と行政が協働でまちづくりに 取り組むためのルールを定める「東近江市協働のまちづくり条例 (平成 26 年4月1日施 行)」を市民参加で作成し、議会の承認を得て議決、制定しました。

協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、総合的・計画的に推進するため、「市民協働推進委員会」を設置し、協働によるまちづくりの調査・審議、市民協働の取組の検討、その他協働の推進に向けた活動を行います。

### 【所掌事項】

- 協働によるまちづくりの調査・審議
- 市民協働の取組の検討
- その他協働の推進に向けた活動

### 【委員構成】

学識者、市民団体、公募市民など15名以内の委員で構成します。

#### 【任期】

2 年間

#### 【会 議】

2箇年で10回程度の会議等を開催する予定です。

#### 【その他】

非常勤特別職の報酬条例に基づき、委員報酬をお支払いします

### 【これまでの具体的な活動内容】

- ・若者のまちづくりへの参画について(H28)
- ・協働の優良事例を表彰する「共に考え、共に創る わがまち協働大賞」の審査

 $(H28\sim)$ 

- 市民協働推進計画の評価と検証(H29~)
- ・地域コミュニティの存続に向けて(H30~R2)
- 自治会運営のヒント集「自治会まるごと支援メニュー」を作成(R3)
- ・市民と行政の協働研修について(R3~)
- ・協働施策の推進
- 協働ラウンドテーブルのしくみづくり
- 第二次市民協働推進計画(素案)の策定(R3~5) 等

(市民協働推進委員会)

- 第20条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、東近江市市民協働推進委員会 (以下「委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 委員会は、この条例、推進計画その他協働によるまちづくりに関する重要事項を調 査審議し、市に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

東近江市協働のまちづくり条例施行規則(平成 26 年東近江市規則第 29 号)から 抜粋

(市民協働推進委員会の組織)

- 第7条 条例第20条に定める東近江市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。) の委員は、学識経験者、公募による市民及び市長が必要と認める者のうちから市長が 委嘱する。
- 2 前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、委員会に顧問を置くことができる。

(市民協働推進委員会委員の任期)

- 第8条 委員及び顧問の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市民協働推進委員会の委員長及び副委員長)

- 第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(市民協働推進委員会の会議)

- 第 10 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明 若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(市民協働推進委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、市民部まちづくり協働課において処理する。

# R6年度 市民協働推進委員会での検討事項

# ■今後の協議事項

	時期	テ ー マ	具体的な内容
第1回	4月23日(火)	1 市民協働推進委員会の概要 2 第二市民協働推進計画について 3 東近江市の協働のまちづくりについて 4 わがまち協働大賞について	<ul><li>・委員会概要</li><li>・昨年度のふりかえり</li><li>・今年度のテーマについて 検討</li><li>・協働大賞の説明</li></ul>
第2回	6月中旬	1 わがまち協働大賞について 2 東近江市の協働のまちづくりにつ いて	<ul><li>・今年度のテーマについて 議論</li><li>・協働大賞の内容について</li></ul>
第3回	9月中旬	1 わがまち協働大賞について 2 東近江市の協働のまちづくりにつ いて	<ul><li>・1次選考、ヒアリング説明</li></ul>
	9月下旬 ~10月	わがまち協働大賞ヒアリング (5~10 団体程度を想定)	・委員 2 人~4人がチームをつくり、事務局と大賞候補の現場ヒアリング
第4回	11 月上旬	1 わがまち協働大賞選考 2 東近江市の協働のまちづくりにつ いて	<ul><li>・最終選考</li><li>・今年度のテーマについて 議論</li></ul>
	2月下旬	「わくわくこらぼ村」でわがまち協働大 賞表彰式(予定)	• 協働大賞表彰式
第5回 ~ 第6回	1~3月	1 わがまち協働大賞の検証 2 今年度の振り返りと来年度の議論 に向 けて	<ul><li>・表彰式について</li><li>・来年度の議論に向けて</li></ul>

# ■今後の検討事項

第二次市民協働推進計画を基に新たな施策の検討

### 第二次東近江市市民協働推進計画について

### ■現状と課題

第一次計画を策定した平成 26 年から今日までにおいて、自分たちのまちをより良くしようと市民自らが気付き取り組む様々な活動が行われてきた。市も政策を進める中で、これらの活動を支援しながら、力を併せて行政課題の解決や豊かな暮らしにつながる施策を展開してきた。

しかしながら、本市においても人口減少が進んでおり、新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化が 地域課題の多様化、複雑化をもたらし、新たな課題も生まれている。一方で、既にこうした課題や豊かな地域 の未来を見据え、新たな活動が市内各所で芽吹いている。従来からの活動に加え、こうした多様な活動が生ま れていることは、本市の財産であり、新たなアイデンティティになりつつある。

### ■目的と構成

- ○本市の先人が守り育ててきた従来からの財産である自然環境、固有の歴史及び文化のすばらしさを再発見・発信することによって、これらを次代に継承するとともに、市民とともに地域課題の解決や地域の資源を活用した個性豊かな未来のまちづくりにつなげる。
- ○第一次計画の実行により、持続的に取り組まれているこれまでの活動に加え、新たな活動を支援することで、誰もがまちづくりに関わり、つながり合う豊かさを感じられる環境づくりを行う。
- ○広く市民に手に取ってもらいやすく、また読みやすくするため、具体的な活動事例を掲載することで、協 働の取組みへの具体的なイメージをもってもらい身近に感じてもらえる内容とし、まちづくりへの参加を 促す。

### ●基本施策1 郷土愛と人づくり

- ・本市が誇る自然環境、固有の歴史や文化を広く市民に周知し郷土愛の醸成
- ・情報発信と多機関連携を進め、協働によるまちづくりへの理解と人材の育成
- ・まちづくり協議会事業の多様化に対応できる地域担当職員のスキル向上と市民への認知度の向上

### ●基本施策 2 交流・活動の基盤づくり

- ・行政からの補助金のみに頼らない活動資金の確保と仕組みづくり
- ・地域の見える化による情報の共有
- ・協働のきっかけを生み出す、多機関連携による交流機会の創出
- ・学校(児童・生徒)と各種団体の連携による学校とともにある地域づくり

#### ●基本施策3 持続可能な地域自治の醸成

- ・必要な地域課題、共通の地域課題(広域、長期的な課題)への連携に向け、自治会とまちづくり協議会の 持続可能なまちづくりを推進
- ・まちづくり協議会のイベント型事業からの脱却。地域活動を「支援する主体」への移行促進
- ・「地域の声なき声」を拾い上げる方法を検討。多様な民意の反映を目指す。

### ●基本施策4 協働の仕組みづくり

- ・市民誰もが地域活動、市民活動へ参画できる「地域共生」のまちづくりを推進
- 対話や交流から協働事業へつなげる仕組みづくり
- ・若者の挑戦を地域が応援できる制度・仕組みづくり

### 【第2次東近江市総合計画後期基本計画中の位置付け】

政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち

- ○基本施策1 地域の課題解決能力が育つまちをつくります
  - ・施策1 協働のまちづくりの推進・・・基本施策1・2
  - ・施策2 市民活動への支援・・・・・ 基本施策2・4
  - ・施策3 地域コミュニティへの支援
  - ・施策4 コミュニティセンターの適正な管理運営

基本施策